



# 大林組協力会社災害防止協会 / 全国労災補償制度 労災上積みプラン（労働災害総合保険（法定外補償保険））の概要

大林組協力会社災害防止協会（以下「災防協」といいます。）の会員企業様専用の制度として、災防協を契約者、災防協会員企業を被保険者とする労働災害総合保険（法定外補償保険）の団体契約です。

- 災防協会員企業以外の方は、この保険に加入することはできませんのでご注意ください。
- 保険期間は2022年4月1日午後4時～2023年4月1日午後4時の1年間となります。
- 中途加入の場合は、原則として毎月20日締切り、補償開始は締切日の翌月1日午前0時からとなります。
- 政府労災保険への加入がお引受けの前提となります。

政府労災保険の給付が決定された労働災害について、貴社が政府労災に上乘せして給付する災害補償金について、ご加入タイプ（パンフレット記載）の給付金額（保険金額）を上限に貴社負担額を保険金としてお支払いします。  
業務災害・通勤災害の認定、後遺障害等級の認定については、政府労災保険の判定に従います。  
法定外補償保険金・傷病補償保険金は、全額、被災従業員またはその遺族にお支払いいただきます。なお、その際、領収証をお取り付けいただくこととなります。

## 【保険金をお支払できない主な場合】

- (1) 政府労災保険の給付の対象とならない身体障害
  - (2) 保険契約者・被保険者（貴社）または事業場責任者の故意に起因する身体障害
  - (3) 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動および地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する身体障害
  - (4) 風土病・職業性疾患 ※ による身体障害
  - (5) 被用者の故意、重過失のみによるその被用者本人の身体障害
  - (6) 被用者の故意の犯罪行為による、その被用者本人の身体障害
  - (7) 石綿（代替物質を含みます）または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する身体障害
  - (8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用、またはこれら特性に起因する身体障害 等
- ※「職業性疾患」とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、従業員等が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し発病したことが明白なものをいいます。

## 【ご加入にあたってのご注意】

- **告知義務**  
加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- **通知義務**  
ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。
- **お支払いする保険金に関するご注意事項および他の保険契約等がある場合のご注意事項**  
この保険によりお支払いする法定外補償保険金の額は、ご契約の給付限度額（保険金額）または法定外補償規定（災害補償規定など）を定めている場合はその補償金の額、法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる補償金の額のいずれか低い額となります。なお、この保険契約と重複する他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき法定外補償保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が法定外補償金額 ※ を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
  - ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険の支払責任額
  - ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
法定外補償金額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。※ 法定外補償金額とは、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる補償金の額をいいます。

## 【ご加入時の確認事項について】

ご加入の際には、加入依頼書の記載事項とともに、パンフレットの記載事項（保険期間、保険対象・保険金額・保険料、その他契約条件、重複する他の保険契約等がある場合のご注意、告知義務、通知義務、団体構成員要件、等々）についてもご確認をお願いします。

加入依頼者は、下欄記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について、被保険者全員の同意を確認の上、同意いたします。

### ～個人情報の取扱いに関するご案内～

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）をご参照ください。

上記内容は、労働災害総合保険（法定外補償保険）の概要をご説明したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および特約条項によりますがご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。